

75歳以上の方の  
医療制度が  
変わります

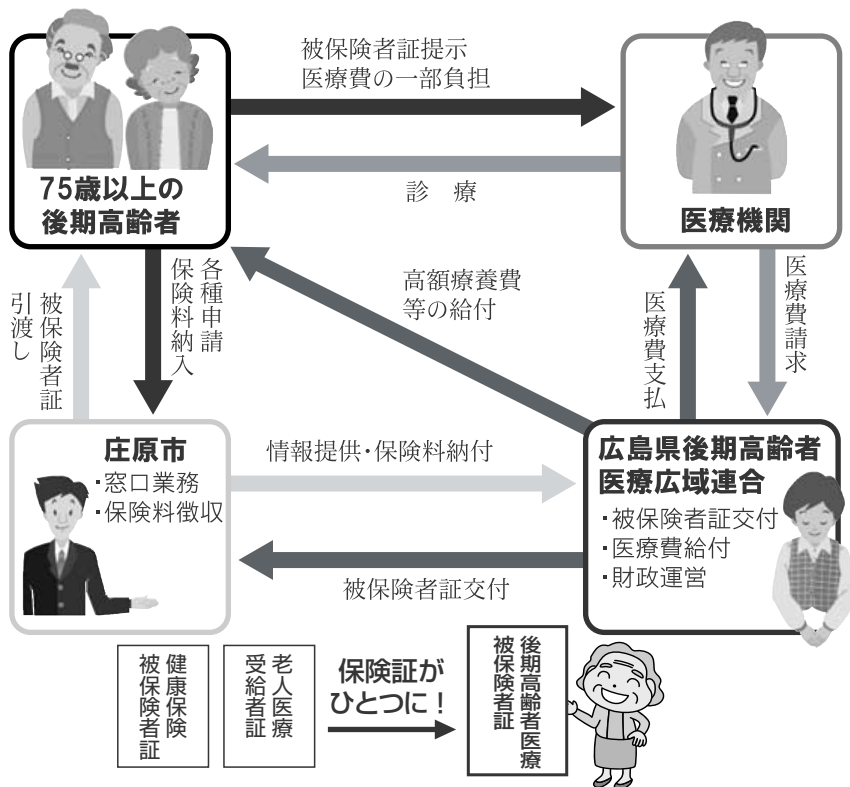
平成20年4月から  
**後期高齢者  
医療制度スタート!**

保健医療課医療係 ☎0824-73-1155

75歳以上の方（一定の障害のある方は65歳）は、平成20年3月31日をもって、現在加入している医療保険（国民健康保険や社会保険など）の資格を喪失され、平成20年4月1日からは、新たな医療保険制度「後期高齢者医療」で医療を受けることになります。

県内すべての市町が加入する広島県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）が運営主体（保険者）となり、市では窓口業務などを行います。

1. 制度のしくみ



2. 老人保健制度（現行制度）と平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療制度との比較

項目	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
制度	国民健康保険や社会保険などの健康保険に加入し、合わせて「老人保健制度」で医療を受けています。	独立した新しい制度「後期高齢者医療制度」が始まります。
対象となる方	75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方を対象	変更なし
対象となるとき	75歳の誕生日のある月の翌月（誕生日が1日の方はその月）	75歳の誕生日当日から
被保険者証	被保険者が加入している医療保険からそれぞれ被保険者証が、世帯に1枚または1人に1枚交付されています。	75歳以上の方（被保険者）全員に「後期高齢者医療制度」独自の被保険者証が、1人1枚交付されます。
医療費の自己負担割合	自己負担割合 1割 ただし、所得によっては3割	変更なし
医療費が高額になったとき	ひと月の医療費が高額になった場合は、庄原市役所の担当窓口へ申請して認められると限度額を超えた分が払い戻されます。	高額医療費の払い戻しは、左記の老人保健制度と同じ。 【新規】高額医療・高額介護合算制度 医療と介護の自己負担が著しく高額になる場合、限度額を超えた分が払い戻されます。
保険料	保険料は、加入している医療保険に各自納付しています。社会保険や共済組合などの被扶養者は保険料の負担はありません。	後期高齢者医療制度の対象となる75歳以上の方全員が、所得などに応じて決められた保険料を納めます。原則として年金から天引きされます。